

# News Letter

Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

前回のNEWS LETTERから、「菊池が問い後藤が答える法律実務レポート(企業編)」の掲載を始めることとして、第一回目に「ホールディングスが増えた理由」を取り上げましたところ、早速、少数ですが意見が寄せられました。

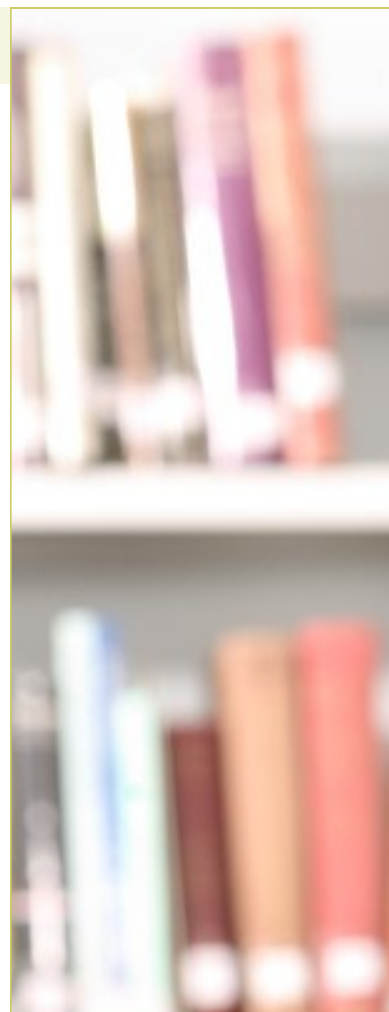
その一つとして、戦後すぐの財閥解体から、我が国の経済成長が財閥解禁につながる日本版金融ビッグバンの花を開かせた歴史のおもしろさを知った。しかし、ホールディングスをつくるメリットに関する記述は、具体的に書いてほしい。ホールディングスのつくり方の説明もしてほしい。などのご意見がありました。

このようなご意見に意を強くして、今回は、ご希望もあったことから、予定を変えて、「ホールディングスのつくり方」を掲載することにしました。

その次には、会社の不祥事が多い昨今のこと、会社監査のあり方に関する記事を掲載する予定です。4ページにそのための予備知識のみを書いておきます。

暑い夏も終わりました。季節は読書の秋です。本NEWS LETTERもお読みいただければ幸いです。

弁護士法人菊池綜合法律事務所  
代表社員 弁護士 菊池 捷男



## 目次:

ご挨拶 .....	1
法律実務レポート(企業編) .....	2
次回予告 .....	4
セミナー&個別相談会 意外と簡単!「相続の基礎」 .....	4

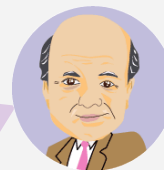
# 法律実務レポート（企業編）

## 2. ホールディングスの作り方



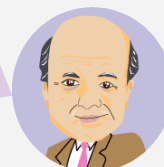
のう、後藤！前回、ホールディングスが増えた理由を尋ねたが、そのホールディングスの作り方を教えてくれ。

菊池よ。ホールディングス、すなわち純粋持株会社が、平成9年の独禁法の改正でできるようになったことは、前に話したわなあ。その後平成12年になってだが、純粋持株会社の傘下に置く、完全子会社をつくるための制度が三つ、導入されたぞ。



三つ？順に、説明してくれ。

まず第一が会社分割だ。会社分割にも、吸収分割と新設分割があるが、ホールディングスをつくるには、新設分割を利用することになる。多くの事業部門を持つ株式会社が、各事業分野を新設分割して100%子会社すなわち完全子会社にし、自らは事業部門のない純粋持株会社になるのだ。これを「抜け殻方式」というがな。



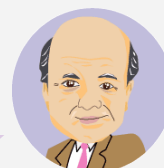
では、A社が会社分割によって完全子会社のB社をつくったとしてだ、B社で働く、それまでA社の従業員であった者と、B社との法律関係はどうなるんだい？

従業員はA社からB社に勤め先が変わるから、新たな労働契約を結ばなければならないよ。だから、会社分割をする場合は、労働契約承継法という法律で、従業員及び労働組合と協議をしなければならないことになっているんだ。



では、B社の事業に許認可が要る場合は、新たに許認可を取得する必要があるのかのう。

新たに許認可を取らなければならないよ。A社に与えられた許認可が利用できるわけではないからな。





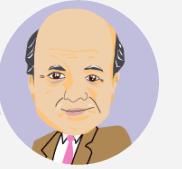
会社分割以外の方法は？

第二が株式交換，第三が株式移転だ。



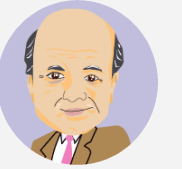
第二の株式交換とは？

株式交換とは，既存のD社の発行済み株式の全部を，他の会社C社に取得させることで，C社を完全親会社，D社を完全子会社にする方法だよ。実際になされるのは，すでに他の会社群の完全親会社になっている会社の傘下に，後から完全子会社として加わるためになされているがね。



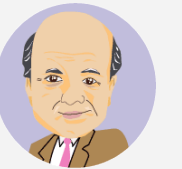
では，それまでD社の株主だった者は，どうなるんだい？

D社の株主だった者には，C社の株式又はそれに代わる財産（現金を含む）が与えられることになるよ。D社の株式とこれらとの交換がなされることから，株式交換といわれるんだ。



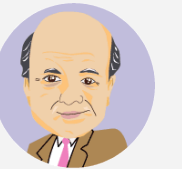
では，第三の株式移転とは？

既存のF社の株主が有する株式の全部を，新たに設立するE社に移転する方法だよ。実際になされるのは，複数の会社がみんなして株式移転をして，一つの完全親会社を設立する方法だよ。



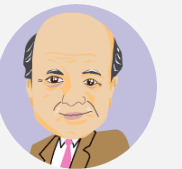
これら三つの方法は，全株主の同意なくしてできるのかい？

そうだよ。株主総会の特別決議（簡易組織再編に相当する小規模の組織再編の場合を除く。）があれば，それに反対する株主の株式も交換されたり移転することになるよ。



手続は，簡単にできるのかい？

合併をする場合に比べて，簡単にできるよ。



## 今、会社の監査がホットな問題

上場会社で、我が国の伝統的な監査役会監査は、取締役とは一線を画す監査役がするもの…。

しかし、近年、監査役会に代わる取締役から成る監査等委員会が監査をするという会社が増えてきた。はたして、これは監査のあり方として問題はないのか？

今回の、「菊池が問い後藤が答える法律実務レポート（企業編）」は「監査等委員会設置会社が増えている理由」です。

	監査機関	歴史	割合*
監査役会設置会社	監査役会	昔から	75%
指名委員会等設置会社	監査委員会	平成14年制度化	2%
監査等委員会設置会社	監査等委員会	平成26年制度化	22%

\*割合は平成29年8月28日付け日経新聞「東証1部での採用企業の比率」より